

## 「塩原家住宅」の国指定重要文化財(建造物)の指定について

国の文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）は、令和元年10月18日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、田口町に所在する「塩原家住宅」を重要文化財（建造物）に指定することを文部科学大臣に答申する予定です。

これにより、官報告示（約3カ月後）を経て、建造物では、柏倉町にある「阿久沢家住宅」、大手町にある「臨江閣」に続き、3件目の国指定重要文化財となる見込みです。

### 1 上記文化財の概要

別添資料のとおり

### 2 報道規制について（文部科学省による報道規制有り）

解禁日	テレビ・ラジオ インターネット	<b>令和元年10月18日（金）17時メド</b> <b>（文化審議会文化財分科会終了(答申)後）</b> <b>ただし、17時までに終了しない場合はFAXいたします。</b>
	新聞	<b>令和元年10月19日（土）朝刊</b>

### 3 取材について

通常「塩原家住宅」は非公開ですが、所有者のご厚意により、10月15日（火）の10時から12時まで、報道関係者向けに取材及び見学が可能となりました。当日取材等を希望される場合は、事前に文化財保護課にご一報ください。

本件に関するお問い合わせ先

文化財保護課 文化財保護係

電話 直通 / 027-280-6511